

○国土交通省令第

号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条第三項、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ三、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の四の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第一百四十六条の四十三」を「、第一百四十六条の四十三及び第一百四十六条の四十九」に改める。

第五条中「第一百四十六条の四十九」を「第一百四十六条の五十」に改める。

第一百四十六条の二中「まで、第一百四十六条の四十八の二及び第一百四十六条の四十九」を「まで及び第一百四十六条の四十八の二から第一百四十六条の五十まで」に、「第一百四十六条の四十九の規定を「を「第一百四十六条の五十の規定を」に改める。

第一百四十六条の四十九を第一百四十六条の五十とし、第一百四十六条の四十八の二の次に次の一条を

加える。

(船橋航海当直警報装置)

第一百四十六条の四十九　国際航海に従事する総トン数一五〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。以下この条において同じ。）を除く。）及び国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶（二時間限定沿海船等並びに同項第一号及び第二号の船舶を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種船橋航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2　総トン数一五〇トン未満の旅客船（二時間限定沿海船等を除く。）、国際航海に従事しない総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の船舶（二時間限定沿海船等並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶を除く。）並びに総トン数一五〇トン以上の同項第一号及び第二号の船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種船橋航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第二百九十九条第二項中第四十号を第四十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 船橋航海当直警報装置

第二百九十九条第四項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「同項第三十七号」を「同項第三十八号」に、「同項第三十八号及び第三十九号」を「同項第三十九号及び第四十号」に、「第四十号」を「同項第四十一号」に改め、同条第五項中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同条第六項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三百条第二項第二号中「第三十三号まで、第三十七号及び第四十号」を「第三十四号まで、第三十八号及び第四十一号」に、「第三十三号まで及び第三十七号」を「第三十四号まで及び第三十八号」に改め、同条第四項中「及び第三十七号」を「及び第三十八号」に、「前条第二項第四十号」を「同条第二項第四十一号」に、「同項第三十七号」を「同項第三十八号」に改め、同条第六項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三百一条第二項第一号中「同条第二項第三十七号」を「同条第二項第三十九号」に改める。
(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二十を第三条の二十一とし、第三条の十九を第三条の二十とし、第三条の十八を第三条の十九とし、第三条の十七の次に次の二条を加える。

(船橋航海当直警報装置の作動)

第三条の十八 船舶設備規程第百四十六条の四十九の規定により船橋航海当直警報装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船橋航海当直警報装置を常時作動させておかなければならぬ。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第三条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第七項中「第五号、第六号及び第七号」を「及び第四号から第七号まで」に改める。

別表第一中

「 奥 水 計 測 装 置 」	1 個につき 13,300円
「 奥 水 計 測 装 置 」	1 個につき 13,300円
第一種船橋航海当直警報装置	1 個につき 27,500円
第二種船橋航海当直警報装置	1 個につき 25,200円

改める。

別表第1の11中

「 奥 水 計 測 装 置 」	1 個につき 13,100円
「 奥 水 計 測 装 置 」	1 個につき 13,100円
第一種船橋航海当直警報装置	1 個につき 27,300円

に を

〔第二種船橋航海当直警報装置〕

1個につき 25,000円

改め。

別表銀11母

喫水計測装置	1個につき	12,700円
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	12,700円
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	26,300円
	1個につき	24,100円

改め。

別表銀11C11母

喫水計測装置	1個につき	12,500円
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	12,500円
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	26,100円
	1個につき	23,900円

改め。

(船舶等製造承認認定の一部改出)

第四条 船舶等製造承認認定(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次の通り改出する。

品目欄 | 廿

「水先人用はしご」	89, 200	1 個につき	740	専
「水先人用はしご」	89, 200	1 個につき	740	専
第一種船橋航海当直警報装置	188, 700	1 個につき	3, 450	ト
第二種船橋航海当直警報装置	126, 600	1 個につき	3, 200	ト

専々専。

品目欄 | 11廿

「水先人用はしご」	89, 000	1 個につき	730	専
「水先人用はしご」	89, 000	1 個につき	730	専
第一種船橋航海当直警報装置	188, 500	1 個につき	3, 400	ト
第二種船橋航海当直警報装置	126, 400	1 個につき	3, 150	ト

専々専。

品目欄 | 11廿

「水先人用はしご」	1 個につき	710	専
「水先人用はしご」	1 個につき	710	専
第一種船橋航海当直警報装置	1 個につき	3, 300	ト

第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,050
---------------	-------	-------

改める。

別表第11の11-2

「水先人用はしご」	1個につき	700
「水先人用はしご」	1個につき	700
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,250
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,000

を

に

改める。

附 則
(施行期日)

第一条 ハ)の省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下「新規程」という。）第一百四十六条の四十九の規定は、平成二十三年六月三十日までの間は、適用しない。

2 平成二十三年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、新規程の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の

下欄に掲げる時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該船舶の状態等を考慮してやむを得ないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客 船以外の船舶	平成二十四年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の 旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の旅客 船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

3 前項の規定にかかわらず、平成二十三年七月一日に現に船橋航海当直警報装置を備え付けている現存船については、新規程第百四十六条の四十九、第二百九十九条（同条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。）及び第三百条（新規程第二百九十九条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。）の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、管海官庁の指示するところによることができる。

（船員法施行規則の適用に関する経過措置）

第三条 前条第三項の場合であつて、当該船橋航海当直警報装置の性能上、常時作動させることができないやむを得ない事由があるときは、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第三条の十八

の規定は、適用しない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「貨物船安全証書は」の下に「、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは」を加え、同項に次の表を加える。

旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶	平成二十四年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期